

令和7年12月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

5番	横井克典	6番	板倉克典
----	------	----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
教育部長	渡邊一弘	監査委員 事務局長	水谷繁樹
総務課長	横江兼光	財政課長	村田健太郎
人事秘書課長	神野忠昭	企画政策課長	佐藤文彦
防災課長	太田高士	税務課長	岩田繁樹
収納課長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環境課長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観光課長	伊藤信哉	保険年金課長	中野修
健康推進課長	木村仁美	福祉課長	後藤浩幸
介護高齢課長	富居利彦	児童課長	伊藤一幸
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之	産業振興課長	上田忠次

土木課長	西尾一泰	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	早川昇作	会計管理者兼 会計課長	田口邦郎
学校教育課長	飯塚義子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶浦智也
歴史民俗資料館長兼 図書館長	田畑由美子		

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	佐野智雄	議事課長	浅野克教
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について
- 日程第9 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第12 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

- 日程第17 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について
- 日程第20 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について
- 日程第21 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第22 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、横井克典議員と板倉克典議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき弥富市教育委員会に意見聴取をしましたところ回答が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について

日程第4 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について

日程第5 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第6 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について

日程第8 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について

日程第9 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について

日程第12 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部改正について

- 日程第14 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について  
日程第15 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について  
日程第16 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について  
日程第17 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について  
日程第18 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について  
日程第19 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について  
日程第20 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について  
日程第21 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）  
日程第22 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）  
日程第23 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第24 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第3、議案第54号から日程第24、議案第75号まで、以上22件を一括議題といたします。

本案22件は既に提案をされておりますので、これより質疑に入ります。

質疑は、議員は疑義をただすのみで意見等を述べることができませんので、よろしく願いいいたします。

それでは、通告に従い、発言を許可します。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 皆さん、おはようございます。

5番 横井克典でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

質問順は、議事日程のとおり若い番号からやらさせていただきますので、よろしく願いいいたします。

まず最初は、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正についてであります。

1つ目の質問は、今回の手数料の改定において、その上げ幅はどのような算定根拠に基づくものなのか。具体的な検討過程及び基準を御説明ください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） おはようございます。

御答弁申し上げます。

改定後の手数料の算定に当たっては、他自治体の算定方法を参考にし、1件当たりの手数料算定原価を求めることにより、手数料の上げ幅を決定いたしました。具体的な算定方法と

しましては、自治体により算定方法は異なるものの、おおむね原価を人件費と物件費等に区分し、人件費については1分当たりの人件費に1件当たりの処理時間を乗じて求め、物件費等は費用を発行件数で除して求める方法となっております。この算定方法により、本市の窓口交付手数料の算定原価を求めたところ、人件費につきましては会計年度任用職員をベースとして約208円、物件費等につきましては約100円、合計約308円の算定原価となりましたので、手数料を300円へ見直す条例改正案を上程しているものであります。

なお、算定に当たり、電算システムの共通維持費等の費用については、案分等による算定が非常に困難なため、加算はしておりませんが、県内他自治体の改定状況等を参考にし、300円へと改定をいたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2つ目の質問です。今回の条例の一部改正により、令和8年度以降、どの程度の歳入増加が見込まれるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和8年度における改定影響額につきましては、コンビニ交付手数料の特例がございますので、令和6年度決算ベースで約300万円の増加を見込んでおりますが、令和9年度以降におきましては、手数料の特例期間が終了いたしますので約440万円の増加を見込んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続きまして、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について。

1つ目の質問です。市外利用者の申請時期は、市内在住の市民利用者と同一の取扱いとなるのか。市民の利用を優先する制度を設けない理由をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在、社会教育施設におきましては、7割以上が市内在住・在勤の構成員から成る社会教育団体で、かつ定期利用団体の場合は、優先的に申請をしていただいているところで、今後も同様としてまいります。

なお、社会教育施設以外の施設での申請の取扱いにつきましても、市民が優先的に利用しやすい形を取りたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2つ目です。今回の条例の一部改正により、令和8年度以降、どの程度の歳入増加が見込めるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 利用実績により変動はございますが、令和6年度決算ベースにす

ると、現行の使用料では約1,600万円の収入が改定後は約2,100万円となり、おおよそ500万円の歳入増となると試算しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続きます、3番目ですね。議案第70号弥富市駅前広場条例の制定についてであります。

3つあります。

1つ目は、第3条使用料の規定において、区画単位ではなく、利用面積1平方メートル当たり1時間につきとする方式を採用された理由をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） お答えします。

弥富市駅前広場条例第3条、使用料につきましては、利用面積1平方メートル当たり1時間につき5円を基本としております。

これは、キッチンカーなどの出店を想定しており、時間については1時間単位で自由に利用していただくために、また利用面積については1平方メートル当たりとしておりますが、キッチンカーのサイズによる区画単位の面積設定について、今後策定を予定しております規則等で定めたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2つ目の質問です。駅前広場は数日連続しての利用も想定されることから、使用料が1時間単位で設定されているものと理解しております。しかし、深夜帯におけるイベント実施は周辺環境への影響が懸念されます。深夜帯の利用は可能なのか。市の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 数日にわたる連続利用や、夜間や早朝などの利用につきましても、今後策定される規則等で利用時間などの運用方法を定めてまいります。

また、利用許可申請時にも、申請者から実施内容について聞き取りを行い、実施内容が適切であるかどうかの確認を行うとともに、必要な条件を付して許可することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3つ目の質問です。三ツ又池公園については使用料を徴収していない一方で、駅前広場については使用料を徴収する方針とされています。両者の取扱いに差が生じている理由は何でしょうか。また、その判断基準はどこにあるのでしょうかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 三ツ又池公園は、弥富市、愛西市、海部土地改良区、孫宝排水土地改良区で構成される三ツ又池管理協議会により管理されており、この協議会では今の

ところ使用料を徴収する考えはございません。

一方、本市が管理する近鉄弥富駅前ポケットパークは、駅周辺のにぎわいの創出を図るため、本市が条例を制定し、使用料を徴収することにより、広く公平に御利用いただくものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 4番目の質問です。議案第71号弥富市下水道使用料等審議会条例の制定についてにもあります。

まず1つ目、第2条所管事務の規定によれば、本委員会は市長の諮問に応じて審議を行うものであり、開催は不定期となることが想定されます。その場合、他市町村のように委員の任期は職務が終了するまでとすることも可能と考えられますが、あえて期間を2年とされた理由についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 御答弁申し上げます。

弥富市下水道使用料等審議会の開催につきましては、令和7年3月改定の弥富市下水道事業経営戦略で示しましたとおりおおむね5年ごとに開催し適正な使用料の在り方について継続的に検討を行ってまいりたいと考えております。また、国からも下水道施設整備における国庫補助金の交付要件で下水道使用料の定期的な検証・見直しを行うことを求めています。

以上のような理由に加えまして、適正な使用料の在り方について、慎重に審議を重ねていきたいと考えており、他の実例も参考に、審議期間は2年程度が適切と判断し、委員の任期も2年とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続いて最後です。本条例の制定は、近く予定されている下水道使用料の見直しを踏まえたものなのか、その関連性について市の考え方を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 御答弁申し上げます。

下水道事業の経費は、公費負担すべき経費を除き、その受益者が負担することが原則であり、独立採算制により事業を運営することが求められております。また、経営戦略におきまして、経費回収率向上に向けたロードマップとそのための取組が示されており、その中で使用料の見直しについて検討をすることが示されております。

本市としましても、これらのことに取り組んでいかなければならないと考えており、本条例案を上程させていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 近々内改定はあることも想定されているかどうか、その辺りで関連性

を具体的にお伝えください。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 改定のあるないですけれども、審議会のほうで審議をして出てきた答申に基づいて、本市としても検討させていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） この当該審議会というのは、初回はいつ開催されるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 市長の諮問によりというふうになっておりますので、市長の諮問があり次第、実行に移していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質疑を行わせていただきます。

まず第1つ目、議案第55号でございます。

弥富市手数料条例及び行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正ということで、主に私が質疑したいのは、住民票などの市役所窓口での発行とコンビニなどでの発行で料金に差をつけるのはなぜなのでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 総務省の調査によれば、本市のマイナンバーカードの普及率は令和2年6月時点では約1割でございました。本年6月時点では約8割まで増加をしております。コンビニ交付により、市民の方はマイナンバーカードを保有していれば、メンテナンス日等を除き、全国のコンビニにおいて午前6時30分から午後11時まで証明書を取得できるメリットがございます。また、市側においてはコンビニ交付が進むことにより、コンビニ交付1件当たりに係る手数料の低減が図られるほか、窓口発行に係る職員の労務時間が減ることにより、歳出の縮減等につながるメリットがございます。しかし、本市のコンビニ交付の利用率は約2割にとどまっており、利用率の向上が大きな課題となっていることから、一時的に窓口交付手数料とコンビニ交付手数料に差を設けることにより、市民がコンビニ交付を行うきっかけとすることで、コンビニ交付の利用促進を図るとともに、さらなるマイナンバーカードの普及率向上を図る目的がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、1件当たりのコストがコンビニ交付で下がるとおっしゃいました。その今の現状の1件当たりのコストというのは把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） コンビニ交付の手数料の算定原価につきましては、ただいま1件当たり897円ほどかかっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほどの横井議員の質疑においては、1件当たりの、要はコスト計算をしたらということでは値上げを考えたということでお答えいただきました。ただ、コンビニ交付に限っては1件当たりが897円という中で、なぜか引下げという状況になるということです。理由としては、マイナンバーカードの推進をしたいということでございました。実質マイナンバーカードがなければ、コンビニ等では発行できないということでございます。ただ、同じ証明書を発行するのに、カードあるなしで手数料が違うんです。ましてや堂々とカード推進のためとおっしゃいますけど、公的サービスの負担の公平性の観点からして、公的サービスとして、それは適正だと言えるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、本市のマイナンバーカードの普及率は約8割まで増加しており、大多数の市民がコンビニ交付を利用できる状況にあるものの、コンビニ交付の利用率は約2割にとどまっていることが大きな課題となっております。コンビニ交付の利用促進のため、期限を定めずに手数料を安価に設定する自治体もございますが、受益者負担の適正化の観点から、本市では常滑市や大府市などの自治体のように期限を設けて手数料を安価に設定することとし、このたびの条例改正案を上程しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 答えになっておりませんが、3問ということですので、繰り返しの質疑は避けたいというふうに思います。

続きまして、議案第56号に移ります。

弥富市教育に関する事務の職務権限の移譲ということでございます。

まず、なぜ教育部局から市長部局への変更をするんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在のまちなか交流館は、図書館及び歴史民俗資料館を教育委員会が所管し、観光課、YaToMi AQUA及びやとみっけベースを市長部局が所管しております。まちなか交流館内で所管が異なっている状況でございます。

令和元年の法律改正により、地方分権の観点から、地方公共団体の判断で図書館等の公立社会教育施設の所管を教育委員会から首長部局へ移管することが可能となりました。

本市におきましてもまちなか交流館は、金魚や文鳥の産地としての本市の観光・文化の情報発信拠点であり、また市民の交流や学びの場としてより多くの方に訪れていただくための

魅力あふれる施設として、来館者が利用しやすい施設となるよう柔軟な活用方法が求められております。このようなことから、今回、まちなか交流館のリニューアルに合わせて、機動的かつ一体的な管理を行えるよう令和8年度にまちなか交流課を新設し、まちなか連携グループ、観光・文化財グループの2グループ体制で市民生活部の所管としてスタートすることを予定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういう理由ですけれども、それは教育部局でもできるんじゃないかというふうに考えています。

これにより、どんなメリットと、逆にデメリットが生じると想定しておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） まちなか交流課を市長部局とすることで、観光・文化・地域振興等における機動的・一体的な活用を促進することが可能となることが大きなメリットと考えております。

また、図書館及び歴史民俗資料館に関する事務を市長部局に移管しましても、社会教育法、博物館法に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、引き続き教育委員会と連携してまいりますので、デメリットにつきましては特にはないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） もう一つ、今、総務部長が答えていただいたんですが、既に移管された先の部局での議案の提出だということでございます。逆に今回その権限が廃止する形である教育部での審議というのはなぜないんでしょうか。むしろ教育部が出すべきかなというふうに思いますが、なぜ教育部での審議というのはないんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員申し訳ない。質問が聞き取れないのでもう一度お願いします。

○7番（那須英二君） 今、総務部長が答えていただいたんですが、この議案が提出されたのが、要するに総務部から提出されています。むしろ逆に言えば、今、移管ということで教育部局から移るということになりますので、なぜこの教育部局からの提案というのはないのかということなんです。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） 今回の教育部から市長部局への移管につきましては、うちのほうの行政組織のほうを変更するものであり、こちらのほうを教育部に、議会と同じように移管することについて教育委員会のほうにも意見聴取を行っておりますので、意見聴取を受ける側の教育委員会から提案するのではなく、市長部局のありますこの行政機構図のほうを所管しております企画政策課のほうで上程したものとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 経緯は分かりましたと。

続きまして、議案第58号です。58号については、社会教育センター条例等の一部改正でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 59号ですね。

○7番（那須英二君） 58号です。弥富市総合社会教育センター条例等、十四山スポーツセンター、あるいは十四山公民館条例等の改正を含めた議案となっていますけれども。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員、すみません。通告されていません、58号は。発言通告されていますのは、55号、56号、59号、62号、70号、71号。

○7番（那須英二君） その下に追加部分として56号、58号となっているかと思います。

○議長（堀岡敏喜君） ごめんなさい。

○7番（那須英二君） 議長が認めていただいて。

○議長（堀岡敏喜君） オーケー、すみません、申し訳ないです。続けてください。

○7番（那須英二君） 要するに、現時点で教育センター等の管理というのは教育部が行っていると。あるいはコミュニティセンター等は市民協働課が行っているところになるかと思いますが、この提出が財政課の議案となっているわけですが、なぜこの財政課の議案となっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） このたびの条例改正につきましては、手数料の改正ということがございまして、財政課から提出をしております。

失礼いたしました。使用料でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 現状、教育部が管理しているわけですが、通常であれば教育部からの議案提出となるかと思いますが。ところが、既に先に今回移管するという点において、先に財政部局からの提案となっているかと思いますが、仮に先ほどの議案第56号の議案が可決しない場合、移管しない施設を他の部署が議案を出したということになりませんか。それはやっぱり先行して議会の議決を待たず、可決前提で議案を出しているということになりますので、その後の56号が可決しない場合は、この議案自体はどのような扱いになるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） 今回の議案第56号で、教育部局から市長部局に移管する内容につきましては、図書館及び歴史民俗資料館の設置及び管理及び廃止に関する事務並びに文化財の保護に関する事務ですので、社会教育センター等は入っておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） じゃあ、元からということでございますね。分かりました。

では、議案第59号に移ります。

弥富市まちなか交流館条例の制定についてでございますが、この改正によって、今までのまちなか交流館と運用の違いというのはあるのでしょうか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） まちなか交流館は、調べ、知り、交流の場として、市のにぎわい創出や活性化を図ることを目的とした施設となります。運用については、一定の御負担をいただくこととなりますが、市内の方のみでなく、市外の方の利用も可能となり、加えて営利を目的とした利用も可能となります。3階屋外テラス、2階フリースペース、1階屋外広場につきましては、占有が可能となり、活用の幅が広がります。そのほか、まちなか交流館内の利用申出先が一元化されることにより、利用者の利便性が向上することが期待されます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この運用の違いということで、活用方法が広がるということございました。

ただ、このまちなか交流館の条例の改定のあらましを見ますと、さらっとね、弥富市産業会館条例及び弥富市市民ホール条例の廃止ということを書いてあります。この産業会館と市民ホールをなぜなくすのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和2年3月に策定しました弥富市公共施設再配置計画において、建築後40年以上で老朽化が進んでいる産業会館については、他施設において統合を検討することとしております。商工会館の機能については、他施設へ移転して複合化し、既存の建物は解体を基本としているところでございます。

また、本市におけるホールのイベント利用は、総合社会教育センター等で多く、市民ホールでの利用は少ない状況でありました。市民ホールにつきましては、会議や研修会で利用されることが多かったことから、まちなか交流館リニューアル工事に合わせ、近年の利用実態に沿って有効活用を図るため、会議室を設けるとともに、商工会館機能の移転先とすることといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そこまで聞いていなかったんですが、なぜ産業会館ということで、先ほど答弁としては再配置計画の中で決まっていくということございました。この件については、委員会のほうでまた質疑させていただきたいと思っています。

続きまして、議案第62号でございます。

62号は、弥富市児童厚生施設条例の一部改正ということで、児童館の扱いが書かれており

ます。ただ、現状も児童館を利用することができる者というのは児童及び保護者等だったと思います。使用料も徴収しておりませんということで、この条例によって今までの運用と何が違うのかということで教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在は、児童館の業務に支障のない場合に限り、児童及びその保護者以外で市長が特に利用の必要を認めた者も利用できる規定でございしますが、長期間にわたり児童及びその保護者以外の利用者がいないことから、実態に即してこのたび改正するものでございます。なお、運用面では、今までと相違はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） であれば、私はそこは意見を言うのはあれですけども、今までとそんなに変わらないと、利用がなかったからということで、市長が特別に認めれば今まで活用できたんですが、それを外してしまったということになります。ただ、そうしますと、やっぱり今までの運用と、実例がないということでありましたから、これからを考えると、それで本当にいいのかなというふうに思うわけですが、その辺についてもまた委員会のほうで聞かせていただきたいと思います。

続きまして、議案第70号に移ります。

弥富市駅前広場条例の制定についてです。主軸となるのは、駅前の先ほど横井議員からも質問がありましたポケットパークの設置をするということでございます。この議案によってキッチンカー等を置きたいときに、そのキッチンカーの面積で計算されるのか、それともお客さんなども来ることを含めて敷地全体での賃貸の料金に徴収することになるのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 利用面積につきましては、キッチンカーの場合には出店に必要な面積、敷地全体を使用するイベント等につきましては全体利用面積が対象面積になると考えておりますが、利用面積を含む利用方法などにつきましては、今後規則等で定めることとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今までのイベントですと、大体そのポケットパークの敷地というよりは、その横の歩道にキッチンカー等が置かれておったのかと思いますが、その部分というのは、この条例をつくった中においてはどうなっていくんでしょうか、その運用というのは。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） これまで駅前で開催しておりましたイベントにつきましては、道路部分については土木課の管轄になりましたので、そちらのほうで対応をしておりました。

ポケットパークにつきましては、都市整備課が管理しておりますので、そちらの公園部分については都市整備課のほうの許可を得てやっておるという状況でございますので、今後も引き続き同様の扱いで、ポケットパーク内での申請について、この条例において許可することとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 主にそうしたイベント対象となるかと思います。

ただ、そういった場合、今、ポケットパークというのはそんなに広い場所じゃない、むしろ狭いという状況の中に、そうした狭い場所に人を呼び込むとなると、安全性のほうに心配となっておりますが、この安全性というのほどのように担保していくおつもりでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 利用に係る禁止行為や安全確保の措置などは規則等で定めることとなりますが、利用申請者の責任において利用していただくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 安全には十分配慮していただきたいというふうに思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員、企画政策課のほうから追加で答弁したいということですので、御了承いただいていますか。

○7番（那須英二君） 何号の議案でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） すみません、先ほど那須議員のほうから御質問いただいたコンビニ交付手数料の算定原価で897円というふうにお答えをいたしたところなんですけれども、今の交付率が2割程度にとどまっておりますので、このコンビニ交付手数料には、もともと交付の委託料とか証明書発行機能の利用料、それのほかに運営負担金、システム保守委託料等がかかっておりますので、当然発行件数が増えれば、その1件当たりの金額のほうに割戻しできますので、算定原価のほうに交付手数料の1件当たりの手数料の低減が図られるというものになりますので、よろしく申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 増えれば増えるほど安くなるということですが、ただそれはシステムメンテナンスとか、そういう費用は入っていないということですので、その費用を含めて考えていただきたいと思っています。

議案第71号に移ります。

弥富市下水道使用料等審議会条例の制定ということで、新たに下水道審議会というものをつくれるということでございます。この下水道審議会とは、何をするとところになるのでしょうか。逆に、今まではどのようにその案件に対して対応していたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 御答弁申し上げます。

本条例第1条及び第2条に規定しましたが、市長の諮問に応じ、公共下水道、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントの適正な使用料について調査及び審議を行うところになります。

また、今までは条例が制定されておらず、下水道使用料等の適正化について検討を行ったことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今まで検討していないのに、なぜか料金が決まっているというのはちょっと不可思議ですけれども、これからはその辺をしっかりとやっていただけるということでございます。

この条文の中には、市長が委嘱するということで書かれています。具体的にこの構成メンバーはどのように考えているのでしょうか。市議会議員なども含まれるのでしょうか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 御答弁申し上げます。

審議会の委員は、条例第3条第2項に規定しましたが、優れた識見を有する者としましては学識経験者、その他市長が必要と認める者としましては専門性、地域性等が公正かつ均衡の取れた者となるように留意いたします。

また、議員の選任につきましては、この審議会は執行機関の附属機関であり、議決機関である議員とは分立・独立対等の関係もありますので、合理的な理由がない限り、選任することとは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 議員の構成は入っていないということでございます。

以上、議案質疑のほうは終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

令和6年度の手数料収入実績と改正による推定増収予定額は幾らぐらいになるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和6年度の手数料収入の総額として7,292万4,400円ですが、今回の改正内容の大半を占める総務手数料に限れば1,526万8,520円となります。

なお、令和8年の増額予定分としましては300万円程度、令和9年については440万程度を予定しておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 続いて、情報公開条例の行政文書開示について、データ、記録媒体による開示は検討されたのか。これはですね、もう随分前になりますけど、愛知県庁のほうで情報公開しましたら、逆に県側から。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員、通告が55号と57号となっておりますが。

○8番（加藤明由君） いや、ですから、ちょっとこれ説明しやすくするために言うんですけど、逆にそういう提案を受けましたので、私のほうももらうほうもそのほうが便利だということによってそうなったんですけど、データで……。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員、失礼します。

それ、委員会での質問の質疑じゃないですか。

○8番（加藤明由君） いいです。答弁してください。

○議長（堀岡敏喜君） はい。

○8番（加藤明由君） ですから、データで出せるか出せないか、検討されましたかということでお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） それは57号の件ですね。

○8番（加藤明由君） これって出しましたよね、私。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員から議案質疑に対しての通告は、先ほどの議案第55号の手数料徴収の実績というものと、次の議案第57号の選挙ビラ関係のもの質疑の2題しか上がっていませんが。

○8番（加藤明由君） 分かりました。それじゃあ、委員会のほうでやりますので。

じゃあ、57号のほうで質疑をさせていただきます。

弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について、選挙ビラの単価7円73銭から8円38銭、選挙ポスター541円31銭から586円88銭への算定根拠は。これ、実勢価格とか世間相場は調査しての算定ですか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本年6月に公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における公営単価が引き上げられました。この公営単価につきましては、最近における物価の変動等に鑑み見直されたものであり、国の基準を参考として規定している本市の条例についても、この趣旨に沿って同様の改正を行うこととしたものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ということは、実勢価格というのは調査されていないという解釈でい

いですか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 国によれば、公職選挙法施行令の改正に関し、物価の変動を踏まえた見直しについては、現行公営単価と市場価格を比較して行ったとされております。そのため、市場価格の調査につきましては、国において行われたものと理解をしております。

○8番（加藤明由君） 終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

1件です。議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について、質問は2つです。

まず、営利目的として利用する場合とありますが、例えば、ふだん営利でやっている何らかの教室を無料で開いたとして、そのときの宣伝効果に対して、あるいは活動の動画が結果として収益化するものとなったなど、そのような場合、市としての営利と非営利の線引きはどう考えていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 一例としまして、現状、営利目的での利用ができない施設において、一般企業等が自社の社員を対象に研修を行う場合には、営利目的に当たらないとして施設の利用を許可しております。今後につきましても、施設ごとに判断することとなります。

また、線引きとしましては、利用の際の対象者が社内にとどまるか否かにより判断することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

2つ目です。営利を目的として使用する場合や市外の者が利用する場合の2倍、4倍、8倍の額がありますが、括弧内の冷暖房費の加算分については、倍でなくてもそのままよいのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 各条例案における別表の備考につきましては、別表に示されている金額に係る注記であるため、冷暖房費につきましても所定の倍率を乗じることとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 以上、確認で質問させていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして議案質疑をいたします。

まず1件目、議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定について質疑をいたします。

新たにまちなか交流館を設置規定する条例となっております。

1点目の質疑です。まちなか交流館敷地内の屋内、屋外、各施設の利用に関する事項、またその使用料に関する事項が示されています。その中で、マルチルーム、こちら本庁から2階の渡り廊下を渡って右側の会議室のようなスペースになりますが、こちらに関しては、現在、市民活動登録団体には無料で貸出しをしておりますが、こちらに関しても有料となるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、まちなか交流館は全館改修が完了していない状態であり、市民活動登録団体には試行的に無料貸出しを行っております。本条例案の施行日以降にマルチルームを利用する際には、所定の使用料の御負担をいただくこととしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 2点目の質疑です。第7条に使用料の減免とあります。どの施設条例にも示されている条項ではあるかと思いますが、試行的運用という中で条件さえ満たせば現在無料で使用できている団体があることから、確認のためお尋ねします。使用料の減免対象となるのはどのような場合でしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 今後、策定することとしている規則等で定めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 次に、2件目です。議案第66号十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について質疑をいたします。

さきの9月定例会において、弥富市十四山総合福祉センター内施設の弥富市十四山障害者生きがいセンターの利用者の資格を障害者総合支援法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター事業から、障害者総合支援法第28条第1項第6号に規定する生活介護の支給決定者へと変更する条例改正がなされました。改正後の生活介護では、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間において、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すると規定されております。

そこで、1点目の質疑です。事業の変更がなされることとなりますが、弥富市社会福祉協議会を引き続き指定管理者とする理由をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 十四山障害者生きがいセンターにつきましては、現在の事業形態である地域活動支援センターとなった平成22年度から15年以上の間、社

会福祉法人弥富市社会福祉協議会が指定管理者として運営を行ってまいりました。

今般、さきの9月議会において関係条例の一部改正をお認めいただき、令和8年4月より障害者総合支援法に基づく生活介護の事業所として事業形態や事業所の名称が変わることになりますが、極力利用者の皆様に混乱が生じないように、創作的活動や生産活動につきましては、基本的に従前と変わらない形で実施していきたいと考えております。

したがいまして、これまで長年にわたり利用者の障がい特性や能力に応じて適切な指導を行い、利用者本人及びその御家族からも信頼を得られていることから、事業の移行を円滑に行うためにも、引き続き当法人を指定管理者とするものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 2点目の質疑です。人員配置基準に関してです。

9月定例会で確認しましたとおり、生活介護へ事業を変更するに当たり人員配置において、とりわけ新たに看護師1名以上の配置、また嘱託医の確保が必要となりますが、スムーズな移行に支障はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 生活介護への移行に伴い、新たに必要となる看護師については、1日当たり2時間、週5日勤務を想定しておりますが、本議案をお認めいただいた後、速やかに募集を行っていただくよう指定管理者となる団体へ依頼をする予定でございます。また、嘱託医につきましては、1日当たり2時間、月1日の勤務を想定しており、今後、地域の医療機関へ協力を依頼していく予定でございます。

いずれにしましても、令和8年4月の移行時に支障を来すことがないように、今後、指定管理者となる団体と連携を密にし、事業運営の体制整備について万全を期してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 最後に、3点目の質疑です。今回の指定管理において指定管理料が発生するのであれば、その金額と内容はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 指定管理料につきましては、これまでの考え方と同様に、障害者総合支援法に基づく介護給付費の収入等をもって運営していただくことを想定しているため、指定管理料の支払いは生じません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） これで議案質疑を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案22件はお手元の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会  
します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 横 井 克 典

同 議員 板 倉 克 典

